選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）

賃借人（候補者名）甲野太郎を甲とし、賃貸人㈱秋田レンタカー鷹巣店長秋田良男を乙として、甲乙両当事者間において、令和４年３月２７日執行の北秋田市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

１　乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により北秋田市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を北秋田市に対し請求するものとする。

（１）車　　種　ハイエース4WD

（２）登録番号　秋田400 わ1234

２　自動車の賃貸期間は、令和４年３月２０日から令和４年３月２６日までとする。

３　賃貸借料は、１日につき金15,400円（うち消費税及び地方消費税額金1,400円）とし、総額金107,800円とする。

４　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和４年　3月　17日

賃借人　住所　秋田県北秋田市花園町19番1号

氏名（候補者）　甲 野 太 郎　㊞

賃貸人　住所　秋田県北秋田市花園町99番1号

氏名（名称及び代表者氏名）㈱秋田レンタカー鷹巣店長 秋田良男　㊞

備考１　自動車の賃貸借期間は、立候補の届け出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届け出前から賃貸借していても、この契約書にはその期間を含めないこと。

２　賃貸人が、北秋田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

３　賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

選挙運動用自動車燃料売買契約書（例）

買主（候補者名）　甲野太郎　　を甲とし、売主　㈱森吉石油　代表　森吉一郎　を乙として、甲乙両当事者間において、令和４年３月２７日執行の北秋田市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

１　乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により北秋田市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を北秋田市に対し請求するものとする。

（１）燃料の種類　レギュラー

（２）期　　間　　令和４年３月２０日から令和４年３月２６日まで

２　売買代金は、１ﾘｯﾄﾙにつき金　150　円（うち消費税及び地方消費税額金　13　円）とする。ただし、総契約量は　500　ﾘｯﾄﾙ、総額金　75,000　円の範囲内とする。

３　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和４年　3月　17日

買　主　　住所　　秋田県北秋田市花園町19番1号

氏名（候補者）　　甲　野　太　郎　　㊞

売　主　　住所　　秋田県北秋田市米内沢字七曲23番地

氏名（名称及び代表者氏名）㈱森吉石油　代表　森吉一郎　　㊞

備考１　燃料の売買期間は、立候補の届け出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。

２　売主が北秋田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

３　売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

選挙運動用自動車運転手雇用契約書（例）

雇用人（候補者名）　甲野太郎　　を甲とし、被雇用人　合川三郎　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和４年３月２７日執行の北秋田市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

１　甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。
　ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条の規定により北秋田市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を北秋田市に対し請求するものとする。

２　運転手の雇用期間は令和４年３月２０日から令和４年３月２６日までとする。

３　報酬の額は、１日につき金　12,500　円とし、総額金　87,500　円とする。

４　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。
　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和４年　　3月　17 日

雇用人　住所　　秋田県北秋田市花園町19番1号
　　氏名（候補者）　　甲　野　太　郎　　㊞

被雇用人　住所　　秋田県北秋田市新田目字大野 82 番地2
　　氏名（運転手）　　合　川　三　郎　　㊞

備考１　運転手の雇用期間は、立候補の届け出の日から選挙期日の前日までの間において雇用すること。したがって、立候補の届け出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

２　運転手（被雇用人）が北秋田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

印
紙

ポスター――①

選挙運動用ポスター作成請負契約書（例）

発注者（候補者名）甲野太郎を甲とし、請負者㈱山王印刷 代表取締役 山田花子を乙として、甲乙両当事者間において、令和４年３月２７日執行の北秋田市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

１　甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

（１）規格　42　ｃｍ×　30　ｃｍ

（２）数量　273　枚

（３）納期　令和４年　3月　18日

２　請負代金は、１枚につき金 1,660 円（うち消費税及び地方消費税額金 151 円）とし、総額金 453,180 円とする。

３　乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

４　甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条の規定により北秋田市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を北秋田市に対し請求するものとする。

５　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和４年　3月　11日

発注者　住所　秋田県北秋田市花園町19番1号

氏名（候補者）　甲 野 太 郎　㊞

請負者　住所　秋田県秋田市山王4丁目1－1

氏名（名称及び代表者氏名）㈱山王印刷 代表取締役社長 山田花子㊞

備考１　ポスター作成業者（請負者）が北秋田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

２　ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

印
紙

ビラ―①

選挙運動用ビラ作成請負契約書（例）

発注者（候補者名）　甲野太郎　　を甲とし、請負者　㈱サトウ印刷　代表取締役　佐藤次郎　を乙として、甲乙両当事者間において、令和４年３月２７日執行の北秋田市議会議員一般選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

１　甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

（１）規格　29.7　ｃｍ×　21　ｃｍ

（２）数量　4,000　枚

（３）納期　令和４年　3月　21日

２　請負代金は、１枚につき金　6.6円（うち消費税及び地方消費税額金　0.6　円）とし、総額金　26,400　円とする。

３　乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

４　甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により北秋田市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を北秋田市に対し請求するものとする。

５　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和４年　3月　12日

発注者　住所　秋田県北秋田市花園町19番1号

氏名（候補者）　甲　野　太　郎　㊞

請負者　住所　秋田県北秋田市花園町90番2号

氏名（名称及び代表者氏名）㈱サトウ印刷代表取締役　佐藤次郎　㊞

備考１　ビラ作成業者（請負者）が北秋田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

２　ビラ作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。